# 沖縄県動物愛護管理推進計画 (素案)

~人と動物が共生できる沖縄県をめざして~

令和 年 月

沖縄県

# 沖縄県動物愛護管理推進計画 (素案)

~人と動物が共生できる沖縄県をめざして~

はじめに

近年、我が国では、少子高齢化や核家族化が進み、人々のライフスタイルも多様化する中、動物を飼う人も増え、動物に対する意識も変化してきました。これまで愛玩動物と称されていた犬や猫などが、伴侶動物(コンパニオンアニマル)と称されるようになり、飼い主の心を癒し、人とともにくらす家族の一員としての役割を担うようになってきています。

一方、動物の虐待や遺棄事件が社会的に注目されるようになり、動物を巡るトラブルは近隣への迷惑問題(逸走、放し飼い、咬傷事故、家畜や農作物等の被害、臭い・鳴き声、糞害等)として顕在化するようになり、野生生物や生態系への脅威となっています。

このように国民の動物の愛護や動物の取扱いに対する関心が高まる中、平成 17 年 6 月に「動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」という。)」(昭和 48 年法律第 105 号)が改正され、平成 18 年 10 月 31 日に環境大臣により動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という:動物愛護管理法第 5 条)が示されました。この基本指針に基づき、都道府県は、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画(以下「推進計画」という:動物愛護管理法第 6 条)を策定することとされました。

沖縄県では、「〜人と動物が共生できる沖縄県をめざして〜」を基本理念とし、動物の飼い主一人一人に、正しい飼い方をはじめ動物の生態や習性等に関する正しい知識を普及啓発し、飼い主としての自覚と責務を促し、また、県民一人一人に、動物を愛護する気持ちを育んで頂き、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図っていただけるよう平成21年2月に「沖縄県動物愛護管理推進計画(以下「本計画」という。)」を策定し、平成26年9月に改訂し、各種施策に取り組んできました。その結果、収容数は著しく減少し、犬及び猫の殺処分数の合計が平成21年度は8,531頭だったのが、平成30年度には898頭と10年間で大幅に改善されています。

このような中、令和元年6月に動物愛護管理法が改正され(以下「令和元年改正法」という。)、令和2年6月1日に施行されました。また、基本指針についても令和2年4月30日に改正されました。

これを受け、本推進計画は、本県における動物の愛護と管理に関する課題や実情を踏まえ、見直しを行い改訂しました。

令和 年 月沖 縄 県

# 目 次

第 1		計画策	定の	基	<b>本</b> 日	ባる	一	ス	万	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1	計画策	定の	目的	勺•																										1
	2	計画策 計画期	間・												-																1
	3	対象地	.域・																												1
	4	進行管	理•						•	•					•	•		•			•	•					•	•		•	1
第 2		沖縄県																													
	1	所有者	から	のナ	と及	び犭	苗の	引	取	IJ																					2
	2	所有者	不明	のナ	との	収	•容•	•			•	•	•		•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	3
	3	所有者	不明	の猫	苗の	収	• 容																								4
	4	収容中	の管	玾 •		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	5
	5	犬及び	猫の	返遗	픭 ■				•	•				•				•	•	•		•		•	•		•	•	•		5
	6	犬及び	猫の	譲渡	隻•																							•			7
		(1) 飼養者	者(-	般	家原	匡)	~0	の詩	度源	复•																	•				7
		(2)ボラ:	ンティ	ア	~0	の譲	渡										•	•				•	•			•	•	•	•	•	7
	7	犬及び	猫の	殺処	ロ分	•		•	•	•	•	•	•	•			•	•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	9
	8	動物に	関す	るき	吉情	- 1	泪談	等	•			•		•	•	•	•				•	•	•	•		•	•		•	•	11
	9	狂犬病																													
		(1) 犬の																													
		(2) 犬に。	よる呀	と傷	事問	女 •	•								•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
	10	-75 175																													
	11	動物取	扨業	及て	が特	定算	動物	餇	養	保	管	施	設	等	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
		(1)動物	取扱業	ۥ	•		•						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
		(2)特定																													
		(3) その(	也の重	カ物	取拮	及事	業	<b>听</b> ·							•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
	12		護推	進員	ۥ	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
	13	災害時	にお	ける	5動	物(	の救	護	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
第 3		計画の	基本	方	針.								•				•												•		23
	1	اح ہُہ ا	`ぅ宝	ı <i>†</i>	が動	物表	多誰	1-	<b>‡</b> ,	宔	跘	で	き	る	<b>‡</b> +	슾	ത	宔	頊												23
	2																														
	3	連携・																													
	4	人と動	物の	. c d 安 d	►の	確化	宋 ·	•	•	•	•			Ĺ																	- · 24
		,,,,	, 1,,,,			·μ_ 1	,,,																								
dede a		++- ++-	<b>*#</b>	<u>.</u>	<b>u</b> ,	~ <i>A</i>	· <u> </u>	<i>_</i>	_	ďП	. <b>.</b>	ı																			٥.
第 4	•	施策推																													
	1	沖縄県 市町村 飼い主 動物取	の役	割・		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	25
	2	市町村	の役	割・		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	25
	3	飼い主	の役	割・		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	25
	4	動物取	扱業	者0	うし	務		٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
	5	県民の 獣医師	役割		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	25
	6	獣医師	会の	役害	别•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26

	7	動物愛護	団体等の	の役割		•		•		•		•	•	•			•	•	•		•	•	• 2	26
	8	教育機関	等の役割	訓••				•									•				•		• 2	26
	9	動物愛護	推進員の	の役割																			. 2	26
第	5	指標及び	数値目	標・																			- 2	27
	1	犬及び猫	歯の収容	数• •										•							•		. 2	27
	2	犬及び猫	苗の殺処:	分数•		•								•									. 2	27
	3	咬傷事故	女件数•			•			•										•	•	•	•	2	28
	4	マイクロ	チップ§	き録数																			. 2	29
	5	地域猫モ	デル地口	区選定	数▫																-		- 2	29
	6	動物愛護	推進員の	<b>の数・</b>																			- 2	29
第	6	計画の体	系図・					•	-								•	•		•			. 3	0
第	7	施策の方	あし目	<i>l</i> ★ 651	佐华							_		_		_	_	_	_				_ ,	01
<i>ਸ</i> ਾ																								
	1	動物愛護																						
			県にも																					
			地域																					
	2	殺処分数																						
		施策3																						
			取り拒る																					
		②終	生飼養、	繁殖	制限	措	置の	推	進•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3	3
		施策 4	所有和	皆不明	の犬	:及	び猫	iの1	保護	収	容肖	削減	^	の耳	双組	H	•	•	•	•	•	•	• 3	13
			有明示排																					
		②飼	]い主のに	ハない	猫対	策		•		٠			•		•	•	•	•	•	•	•	•	• 3	34
		施策 5	返還署	率の向	上・	譲	渡の	推	進•	٠	•		•		•	٠	•	•	•	•	•	•	• 3	34
			ディアる																					
		②返	還した。	犬及び	猫の	適	正飼	養(	の推	進					•		•	•	•	•	•		• 3	34
			渡適性る																					
		4動	物愛護団	団体等	<b>への</b>	ボ	ラン	テ	ィア	譲	渡₫	り推	進		-		•						• 3	<b>3</b> 5
		⑤動	物愛護団	団体等	の遃	正	な譲	渡(	の支	援					•		•		•		-		• 3	35
		6譲	渡推進	東の整	備に	よ	る譲	渡(	の促	進					•		•		•		-		• 3	35
	3	飼い主へ	の適正館	词養の	普及	啓	発•	•									•		•				• 3	<b>3</b> 5
		施策 6	飼いヨ	主の社	会的	責	任の	明	確化	ع;	適ɪ	E飼	養	の音	§及	啓	発		•				• 3	35
		①周	辺の生活	舌環境	の保	全	と動	物	によ	る	危害	手の	防.	止 ·									• 3	35
			棄・虐待																					
			範的飼し																					
	4	動物取扱																						
			動物耳																					
			視指導の																					
		_	売時の則																					
			売業者の																					
			売される			-				-														
			物取扱乳														-							
			, 1/3 -IN 3/N /	, u •/	, AL		n , 12			113/	,,													•

5	特定動物飼																				
	施策8	特定動物	飼養者	の監	視技	指導			•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	- 37
6	実験動物及	び産業動	物の通	直正な	取	扱い	•		•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	<b>-</b> 38
	施策 9	実験動物	及び産	E業重	物	の管	理記	当へ	の :	旨導	<b>į</b> •	助	言		•	•	•	•	•	•	• 38
7	ネットワー																				
	施策 10	国・市町	「村との	の連	隽•		•		•		• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<b>.</b> 39
	施策 11																				
	施策 12	動物愛護	[団体、	動物	勿取	扱業	者	<i>ح</i> ح	連	携		•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 39
	施策 13	関係機関	とのi	車携			•		•		• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	<b>-</b> 40
8	人材育成・																				
	施策 14	動物愛護	<b>養推進</b>	員の意	委嘱	と育	成	の推	Ě進	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 40
	施策 15	動物愛護	<b>管理</b>	業務し	こ従	事す	る	職員	しの	育月	戉σ.	推	進	•	•	•	•	•	•	•	• 41
9	災害時等の																				
	施策 16																				
	施策 17	動物救護	[活動に	こ関す	する	連携	体	制σ	)整	備		•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 42
1 0	人獣共通感																				
	施策 18	情報収集	と普え	及啓 勢	発・		•		•	-			•	•	•	•	•	•	•	•	<b>·</b> 42
	施策 19	人獣共通	感染织	こここと こうこう こうこう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう しゅう こうしゅう しゅうしゅう しゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう こうしゅう こうしゅう しゅうしゅう しゅう	主時	の対	応		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	<b>•</b> 43
1 1	負傷動物へ	の対応・			•		•		•		•		•		•	•	•	•	•	•	<b>•</b> 43
	施策 20	負傷動物	の保証	蒦収?	・容・																<b>•</b> 43

# 第1 計画策定の基本的な考え方

# 1 計画策定の目的

沖縄県動物愛護管理推進計画(以下「本計画」という。)では、「~人と動物が 共生できる沖縄県をめざして~」を基本理念とし、その実現に向けて「「命(ぬち)どう宝」が動物愛護にも実践できる社会の実現」、「動物の適正な飼養管理に 基づく人と動物が共生する社会の実現」、「連携・協働による施策推進の体制づく り」、「人と動物の安全を確保」を基本方針として位置づけています。

また、県、市町村、関係機関・団体、地域、学校、動物の飼い主、県民等それぞれの担う役割と今後取り組むべき施策及び中長期的な目標を明確化するとともに、相互に連携し、一体となって計画的かつ統一的に施策を推進することを目的として、今後 10 年間の動物の愛護及び管理に関する具体的内容を計画として策定するものです。

#### 2 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とします。

#### 3 対象地域

対象地域は、沖縄県全域とします。

### 4 進行管理

動物の愛護管理行政の着実な推進を図るため、毎年、本計画の達成状況を点検し、施策に反映させるものとします。

また、法律の改正や基本指針の改定、社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、 必要な変更を行うとともに、動物愛護管理法や基本指針が改正されるなどの状況 等を踏まえ、評価と必要な見直しを行います。

# 第2 沖縄県の動物愛護管理の現状と課題

本県の動物の愛護及び管理に関する現状と課題について、以下に示します。

(図中のデータは特に断りの無い限り、環境省動物愛護管理行政事務提要から引用)

# 1 所有者からの犬及び猫の引取り

#### 【現 状】

- 動物愛護管理法第 35 条第 1 項の規定により、都道府県等は犬又は猫の引取りを所有者から求められたときは、これを引き取らなければならないとされています。
- 動物愛護管理法では、動物の所有者は、その動物が命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」の責任があることが法律に明記され、都道府県等は、所有者からの犬又は猫の引取りを求められた際、終生飼養に反する理由による引取り(動物取扱業者からの引取り、繰り返しての引取り、犬又は猫の老齢や病気を理由とした引取り等)を拒否することができると規定されています。
- 計画外の繁殖による引取りの申し出には、飼い主に対し、不妊去勢手術を 実施すること、新たな飼い主探しに努めること、離乳していない子犬や子猫 の場合は離乳するまで飼養した後、新たな飼い主探しに努めること等を指導 しています。
- 〇 平成 21 年度から平成 30 年度まで(以下「過去 10 年間」という。) で最も 引取り頭数の多かった平成 24 年度(834 頭)と平成 30 年度(166 頭)を比較 してみると、約 80%減少しています。犬又は猫別で見ると、犬で約 80%、猫 で約 79%の減少となっています。(図 1)

- ◆ 所有者からの引取り頭数は大幅に減少し、これまでの適正飼養に係る普及 啓発の効果は一定程度あったものと考えられますが、近年多頭飼育者からの 引取りにより横ばいの傾向となっています。令和元年改正法では適正飼養が 困難な場合の繁殖制限が義務化されたことから、繁殖制限の必要性について 公益社団法人沖縄県獣医師会(以下「獣医師会」という。)、市町村や関係団 体と連携し、啓発していく必要があります。
- ◆ 飼養する動物の生態、習性及び生理に関する知識を十分に習得しないまま、 安易に飼養をはじめる飼い主がいることもその要因のひとつと考えられ、新 たに飼い主となる人々に対する正しい動物の飼い方の啓発も強化していく必 要があります。
- ◆ 安易な飼養を防止するために、第一種動物取扱業者との連携を強化して終生飼養、繁殖制限、所有明示及び狂犬病予防法等関係法令について普及啓発を推進していく必要があります。

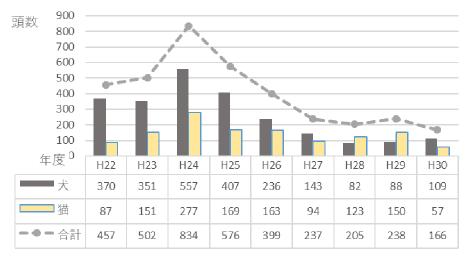


図1 所有者からの引取頭数

### 2 所有者不明の犬の収容

#### 【現 状】

- 狂犬病予防法及び市町村飼い犬条例に基づき、野犬や放し飼い犬等徘徊犬 の捕獲を行っています。
- 〇 捕獲だけでなく、動物愛護管理法第35条第3項に基づき迷い込んできた犬を保護した県民からの収容や、動物愛護管理法第36条第1項に基づき負傷等した犬を保護して収容することも行っています。
- 〇 これらの所有者不明の犬は、狂犬病予防法に基づき、その犬の特徴などについて2日間の公示を行うこととなっており、各市町村においてこれを実施しています。

県(動物愛護管理センター(以下「センター」という。)、宮古・八重山各保健所)においても、市町村と情報を共有しながらホームページ等で収容情報を公開し、飼い主への元へ返還できるよう取り組んでいます。

- 現在、所有者不明の犬の収容頭数は減少傾向にあり、過去 10 年間で最も多かった平成 21 年度(3,996 頭)と平成 30 年度(1,349 頭)を比較してみると、約 66%減少しています。しかしながら、依然として 1,000 頭以上の犬が収容されています。(図 2)
- 収容された犬の中には、首輪をしていたり、非常に人に慣れた犬もいるので、それらは野犬ではなく逸走あるいは遺棄された可能性があります。

- ◆ 収容頭数は減少傾向にあり、これまでの適正飼養に係る普及啓発の効果は 一定程度あったものと考えられますが、依然として多くの犬が収容されてい る現状から、飼い主責任が十分果たされていないことが考えられます。
  - このことから、飼い主一人一人に対する効果的な適正飼養の啓発方法を検 討し、放し飼いや遺棄の防止に努める必要があります。
- ◆ すべての飼い主に啓発していくことは、行政関係機関だけでは非常に困難 であり、関係機関・団体等と連携して幅広く普及啓発活動を実施できる体制 を整備・構築していく必要があります。
- ◆ 地域において適正飼養など動物愛護に関する助言、啓発等が可能な人材(動物愛護推進員、地域ボランティア等)を育成していくことも必要です。

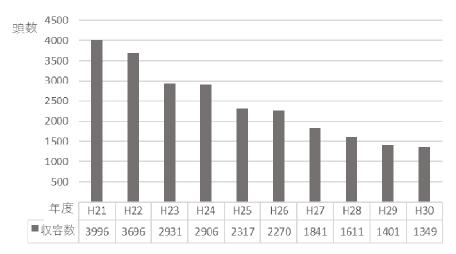


図2 所有者不明の犬の収容

# 3 所有者不明の猫の収容

# 【現 状】

- 〇 猫については動物愛護管理法第36条第1項に基づき、保護・収容しています。(図3)
- これらの所有者不明の猫は、県(「センター、宮古・八重山各保健所)においても、ホームページ等で収容情報を公開し、飼い主の元への返還できるよう取り組んでいます。
- 所有者不明の猫の収容頭数は減少傾向にあり、過去 10 年間で最も多かった 平成 22 年度(4,809 頭)と平成 30 年度(1,048 頭)を比較してみると、約 88% 減少しています。しかしながら、依然として 1,000 頭以上の猫が収容されています。(図 3)

# 【課題】

○ 収容された猫は、交通事故などによる負傷や、疾病により著しく衰弱した 個体及び親猫とはぐれた子猫であり、室内飼育及び繁殖制限などの適正飼養 の普及啓発を引き続き強化していく必要があります。

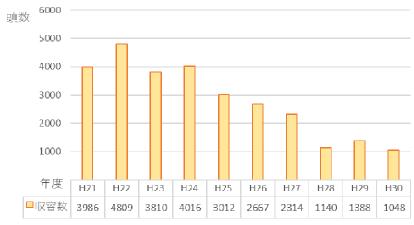


図3 所有者不明の猫の収容

#### 4 収容中の管理

#### 【現 状】

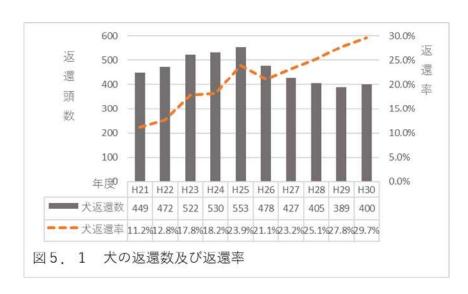
- 収容中の闘争や繁殖を防ぐために、犬及び猫の性質や性別に応じた収容を 行っています。
- 犬については原則、混合ワクチンを接種することで感染症のまん延を防い でいます。
- 〇 収容によるストレスの軽減を図り、収容中の犬及び猫が体調を崩さないように努めています。
- 人に馴れていない犬及び猫については、譲渡が可能となるように、可能な 範囲で人に馴れさせる訓練等を実施しています。
- 負傷等で収容された犬及び猫については適切な治療を行っています。【課 題】
- 今後は収容数の減少に伴い、収容期間が延長されるケースも増えるため、 収容中の犬及び猫の管理については常に新しい知見を取り入れ、「健康な子 は健康なままに、よい子はよい子のままに」というシェルターメディスン\* に基づいた管理に努める必要があります。
- ※シェルターメディスン:シェルター(行政の動物収容施設のみならず動物保護施設をさす)に関わる獣医療のこと。対象動物はシェルターの中の動物だけでなく、地域の余剰動物(シェルター予備軍)などを含む。感染症などの発症を予防するための群管理を行い、科学的なアプローチにより「シェルターで元気な子は元気なままに」譲渡等をすることを目的とする。

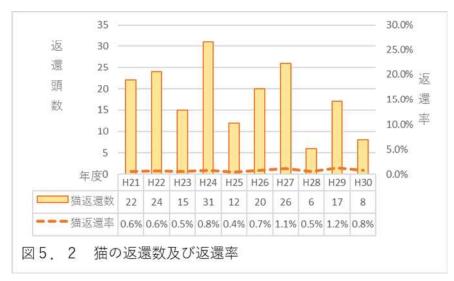
#### 5 犬及び猫の返還

# 【現 状】

- 狂犬病予防法に基づき収容された犬は、飼い主の求めに応じ返還されます。 返還数は平成 24 年度以降横ばいですが、収容数の減少に伴い返還率は、平成 21 年度 11.2%で、平成 30 年度は 29.7%と返還率は年々向上しています(図 5.1)
- 〇 猫も、飼い主の求めに応じ返還されますが、平成30年度の返還率は0.8% で、平成21年度の0.6%と比較しても、改善が見られません。(図5.2)
- 〇 県では、犬は平成23年度から、猫は平成27年度から、ホームページに収容された情報とともに写真を掲載し、飼い主への返還率を向上させる取り組みを行っており、この取り組みが犬の返還率の向上に繋がっていると思われますが、猫については負傷等の度合いが激しく掲載できないこともあり、返還率の向上に至っていません。
- 収容される犬の多くが首輪はあるものの、狂犬病予防法に基づく鑑札と注 射済票(以下「鑑札・注射済票」という)、迷子札などの飼い主を特定できる ものを装着していないため、飼い主への返還を困難にしています。
- O 収容される猫についてはほとんどが首輪等の所有明示が無く、返還に至っていません。
- 一方、マイクロチップを装着している個体の多くは返還につながっています。しかし、マイクロチップの装着はされているものの、登録団体への飼養者の登録がなく返還に至らない事例もあります。
- \*;返還率=飼い主へ返還された頭数/捕獲・保護(所有者不明)頭数×100

- ◆ 犬については鑑札・注射済票の装着徹底を図る必要があり、各市町村における取り組みを強化するとともに、県においても、獣医師会等と連携して、登録と狂犬病予防注射の実施及び鑑札・注射済票の装着について飼い主への啓発を推進する必要があります。
- ◆ 猫においては、屋外で飼養している者が、猫がいなくなっても探さない例、 収容時に瀕死状態あるいは幼齢のため養育できずに死亡する例が多いため返 還に至らない事例も多く、室内飼育の徹底が課題となっています。
- ◆ 犬及び猫どちらも首輪と迷子札の装着、マイクロチップの装着と登録が不 十分であることから、これらを普及することで返還率の向上につなげる必要 があります。





#### 6 犬及び猫の譲渡

収容した犬及び猫については、動物愛護管理法により生存の機会を与えるよう努めなければならないこととされています。本県においても収容施設から飼養者(一般家庭)への譲渡、一般家庭への譲渡を取組む者への譲渡(以下「ボランティア譲渡」という。)を実施しています。

平成 21 年度と平成 30 年度を比較してみると、犬で 361 頭 (譲渡率 7.7%) から 932 頭 (63.9%)、猫で 94 頭 (2.1%) から 354 頭 (32.0%) と増加しています。(図 6.1)

# (1)飼養者(一般家庭)への譲渡

# 【現 状】

- センターでは、毎月3回以上の犬の譲渡会を開催し犬の譲渡を行っています。また、猫についても随時譲渡をしています。
- センターでは、譲渡する犬及び猫の譲渡適性(性格及び健康状態)を確認し、これらの犬及び猫に混合ワクチンの接種と不妊去勢手術をして譲渡を行っています。
- O センターでは、譲渡する犬の新たな飼い主になる方には適正飼養講習会に加え、書類審査、飼養者宅の環境調査(ケージ等の設置や逸走防止の措置の確認)を実施してから譲渡することで、模範的な飼い主を育成しています。また、猫については、随時、飼い方の指導を行ってから譲渡を行っています。
- センター等から犬の譲渡を受けた新たな飼い主に対し、適正な飼養ができているか、飼養状況等の追跡調査などのフォローアップを実施しています。

#### 【課 題】

- ◆ 譲渡対象者の審査は厳しく行なっているものの、それでも譲渡後に不適正 な飼養をする者がいることから、適正な譲渡が行えるよう、譲渡対象者の選 定方法等のルールの見直しを行う必要があります。
- ◆ 特に犬の場合、成犬を譲渡する機会が増えていることから、譲渡適性を慎重に見極めないと不適正飼養や咬傷事故等につながる恐れもあり、譲渡犬の選定についてもマニュアル等の見直しを随時行っていく必要があります。
- ◆ 犬ではすでに実施している事前の環境調査や追跡調査などのフォローアップを今後は猫の譲渡についても実施していく必要があります。

#### (2)ボランティアへの譲渡

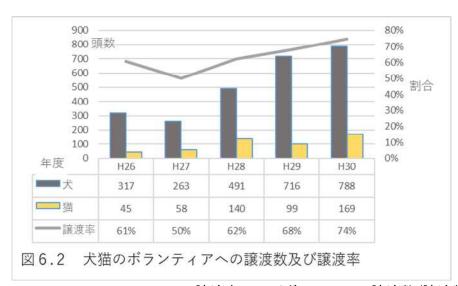
### 【現 状】

- 収容した犬及び猫を一般家庭に譲渡するだけではなく、ボランティア活動を行う団体等へ譲渡し、そのボランティアから一般家庭に譲渡する取り組みも実施しています。犬も猫もボランティアへの譲渡頭数及び譲渡率が上昇しています。(図 6.2)
- ボランティアの活動により、軽度の疾病や怪我の治療、しつけ等がなされるため、一般家庭に譲渡されるときに飼養がしやすくなっています。

- ◆ ボランティアへの犬及び猫の譲渡に当たっては、適正な譲渡が行えるよう に、譲渡する動物や譲渡先の選定について、助言を行う必要があります。
- ◆ また、新たな譲渡先が見つからずにボランティアの施設での飼養が長期化する場合には、「5 つの自由\*」が確保されるよう、確認する必要もあります。



<譲渡率> (譲渡数/収容数)×100



<譲渡率> (ボランティア譲渡数/譲渡数) ×100

- ※5つの自由:1960年代の英国で家畜の劣悪な管理を改善させ、家畜の福祉を確保させる基本として以下の5点が定められました。現在では、家畜のみならず愛玩動物・実験動物等あらゆる人間の飼育下にある動物の福祉の基本として世界中で認められています。
  - ①飢えと渇きからの自由
  - ②肉体的苦痛と不快からの自由
  - ③外傷や疾病からの自由
  - ④恐怖や不安からの自由
  - ⑤正常な行動を表現する自由

#### 7 犬及び猫の殺処分

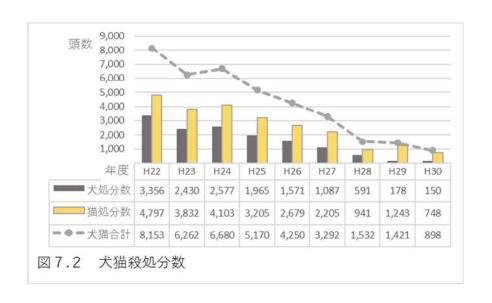
#### 【現 状】

- 収容した犬及び猫については、収容期限をできる限り延長して飼い主へ返還する機会を確保し、飼い主が現れない場合は新たな飼い主へ譲渡するなど、 一頭でも多くの犬及び猫たちに生存の機会を与えるよう努めています。しか し、返還や譲渡先が見つからない場合は、殺処分となります。
- 特に譲渡に不適 (治癒の見込みがない疾病に罹患していたり負傷している場合や、攻撃性があるなど) な犬及び猫は殺処分となっているほか、引取後の死亡についても殺処分数に計上されています。
- 哺乳が必要な幼齢個体についても、飼養困難のため殺処分となっています。
- 平成7年度からの殺処分数の推移を見ると、ピーク時の平成8年の24,257 頭に対して、平成30年度は898頭であり、約96%減少しています。(図7.1)
- 平成30年度の殺処分数は、犬が150頭、猫が748頭の計898頭で、10年前の平成21年度の殺処分数犬3,868頭、猫4,726頭の計8,144頭と比較してみると、約89%減少しています。(図7.2)

### 【課 題】

- ◆ 殺処分頭数を一頭でも多く減らしていくためには、収容頭数を減少させ、 返還・譲渡数を増加させる必要があり、終生飼養、繁殖制限及び所有明示措 置等これらを総合的に普及啓発していく体制を構築する必要があります。
- ◆ 返還や譲渡など生存の機会を与えることも必要ですが、みだりな繁殖の防止や終生飼養の徹底といった飼い主の果たす役割も大きいことから、これらを広く普及啓発していく必要があります。
- ◆ 譲渡に不適(治癒の見込みがない疾病に罹患していたり負傷している場合や、攻撃性があるなど)なために殺処分となったり、収容中の死亡が多いことから、今後は、殺処分数を減少させるために、適正飼養することで収容される犬及び猫を減らす取組みを行っていく必要があります。
- ◆ 地域において、適正飼養など動物愛護に関する助言、啓発等が可能な人材 (動物愛護推進員、地域ボランティア等)を育成していくことも必要です。





#### 8 動物に関する苦情・相談等

#### 【現 状】

- 〇 苦情・相談等の内訳として平成 29 年度までは、「行方不明犬の問い合わせ」 が最も多かったのですが、平成 30 年度は「居住環境の苦情」が 1,750 件と最 多となり動物による居住環境への影響への関心度の高まりとともに、内容が 多岐にわたっています。(図 8)
- 猫(特に所有者不明の猫)に関する苦情は、無責任なエサやりによって猫が集まる、ゴミを荒らす、敷地内で糞をする、子猫が生まれ扱いに困るといったものが多く、また、公共や民間の施設等においては、敷地内で数が増えてしまった等多様化しています。
- 不妊去勢手術を受けた猫においても、その後の飼養の管理がされない場合は糞尿等の問題は解決していません。
- 一部において、猫を排除しようとする者と保護活動を行う個人や団体との 間で摩擦が生じ、問題が複雑化するケースもあります。
- 近年、全国的にも多頭飼育による問題が表面化しています。本県においても多頭飼育による動物が発する鳴き声、悪臭、衛生害虫の発生等周辺住民からの苦情が増えつつあります。また、このような多頭飼育が崩壊し、収容される事例もあります。
- 「行方不明犬の問い合わせ」及び「野犬・放飼犬の捕獲の依頼」も依然 として多く、それらの犬のほとんどが所有明示をしていないため、飼い主 の発見を困難にしています。
- 一 犬及び猫以外の飼養動物も、逸走や遺棄により近隣を不安にさせるほか、 在来種の捕食等生態系への影響が懸念されています。

- ◆ 猫については、室内飼い等適正飼養の徹底、繁殖を望まない場合の不妊去 勢等繁殖制限措置及び所有明示措置を飼い主に啓発していく必要があります。 また、所有者不明猫に対して、無秩序にエサを与えるなど無責任なエサや りは、近隣住民の生活環境を損なうおそれがあることから、無責任なエサや りをやめるよう指導、助言し、いわゆる「地域猫活動等\*」の考え方を活用 した近隣住民の合意が得られる方法でエサやりを行うよう理解を求めていく 必要があります。
- ◆ 猫対策については、苦情・相談内容が地域や場所により多様であり、場合によっては複雑になることもあることから、一定のルールづくりが必要となっています。また、地域、市町村、動物愛護団体・ボランティア等との緊密な連携と情報の共有及び苦情原因者等への継続的な指導・助言が必要となっています。
- ◆ 「猫対策」あるいは「地域猫活動」においては、地域におけるルールづく りの継続的な支援や各事例のデータの蓄積及び検証が必要となっています。
- ◆ 多頭飼育については、周辺住民の生活環境を損なう可能性が高いことから、放し飼いの防止、繁殖制限、衛生管理等を含め適正飼養を啓発するとともに、所有者の飼養能力の限界を超えた飼養とならないよう啓発・指導していく必要があります。また、地域や市町村、民間団体等との連絡体制を整備し、飼養崩壊による動物の放置、虐待等を未然に防止する必要があります。
- ◆ 動物に関する苦情には、それ以外の様々な要因が含まれていることがあります。よって、苦情の解決は動物による原因を排除するだけでは解決し

ないこともあり、様々な機関との協力・連携が必要になっています。

- ◆ 逸走した飼い犬・飼い猫の早期発見には、所有明示がされていることが 重要であるため、所有明示措置の推進をしていく必要があります。
- ◆ 犬及び猫以外の飼養動物においても、逸走や遺棄は近隣への影響だけでなく、生態系への影響もあるため、これら動物の適正飼養の普及も必要になっています。

※地域猫活動:「所有者不明猫 (飼い主のいない猫)」の問題解決の手法の一つとして、「地域猫活動」があります。「地域猫活動」とは、将来的には飼い主のいない猫をなくしていくことを目的とし、地域の理解と協力を得て、地域住民の合意のもとに地域住民が主体となって「飼い主のいない猫」に不妊去勢手術を施してこれ以上増えないようにし、一代限りの命を全うするまでその地域で衛生的に飼養管理を行うことです。しかし、猫は高いハンティング能力をもっていることから、その猫が屋外に住み着いていることは自然環境に大きな影響を与えます。また、人や家畜に伝染する感染症を伝播する恐れもあることから、本県では「地域猫活動」を行うことによって「飼い主のいない猫」がその地域で永続的に屋外に住み着いている状況が望ましいこととはしていません。また、本来ペットは人の管理下で飼育されるものであることから、「地域猫活動」は、人が責任ある行動と「不妊去勢手術」、「屋内飼育」などの適正飼養が普及するまでの過渡的な対応と考えます。



#### 9 狂犬病予防

(1) 犬の登録及び狂犬病予防注射

#### 【現 状】

- 〇 狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数は近年減少傾向にあり、平成30年度で、63,147頭が各市町村に登録されています。また、予防注射頭数は32,169頭となっています。登録頭数は全国的に減少していますが、飼育する動物の多様化、特に猫の飼育数の増加による犬の飼育頭数の減少が要因の一つと考えられます。(図9.1.1)
- 注射率については、平成 21 年度が最も高く (54.4%)、以降年々低下し、 平成 24 年度には 50.0%を割り込みました。平成 30 年度実績は 50.9%となっ ています。(図 9.1.2)

(47 都道府県中、最も低い状況です。(全国 71.3%))

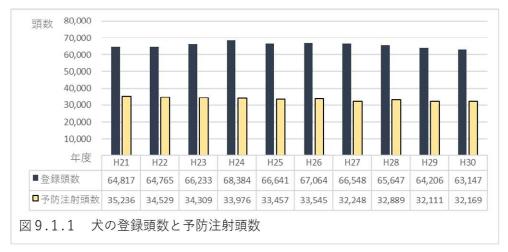
- 〇 国内では、平成 18 年及び令和 2 年には、フィリピンで犬に咬まれ帰国後に 狂犬病を発症し死亡した例がありました。
- 〇 平成 25 年 7 月には、日本と同じ島国で清浄国であった台湾で、54 年ぶり に野生動物や飼い犬で狂犬病の発生が確認されました。
- 〇 世界保健機関(WHO)の推計では、毎年、全世界で約55,000人が狂犬病で死亡しているとされています。

#### 【課題】

- ◆ 犬の飼い主をはじめ、広く県民に対して犬の登録及び狂犬病予防に関する 普及啓発を強化していく必要があります。
- ◆ 世界保健機関(WHO)によれば、狂犬病の蔓延を防止するためには注射率 70%以上が必要といわれており、本県においては注射率が平成 21 年度をピークに減少していることから、万一狂犬病が侵入した場合、蔓延を防止することが困難となることが予想されます。

注射率の向上が図られるよう、市町村及び獣医師会における集合注射等の 実施体制を強化していく必要があります。また、犬の飼い主にとって、より 身近な開業獣医師の協力も必要となっています。

- ◆ 地域において狂犬病予防に関する助言、啓発等が可能な人材(動物愛護推進員、地域ボランティア等)を育成していくことも必要となっています。
- ◆ 第一種動物取扱業者にあっては、販売時の事前説明において、狂犬病に関する法制度等の説明(飼い犬の登録及び毎年一回の狂犬病予防注射の実施並びに鑑札・注射済票の装着)を確実に実施することが求められます。



(沖縄県衛生薬務課調べ)



(沖縄県衛生薬務課調べ)

### (2) 犬による咬傷事故

#### 【現 状】

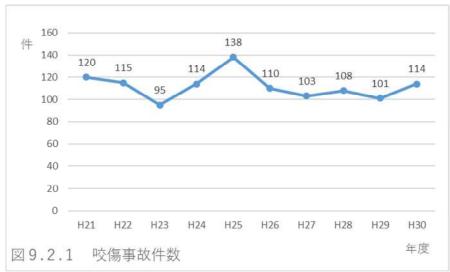
- 過去 10 年間の咬傷事故件数は 100 件前後で推移しています。(図 9.2.1)
- 〇 平成 30 年度の犬による咬傷事故は 114 件(被咬傷者数 115 人、咬傷犬数 122 頭)発生しています。

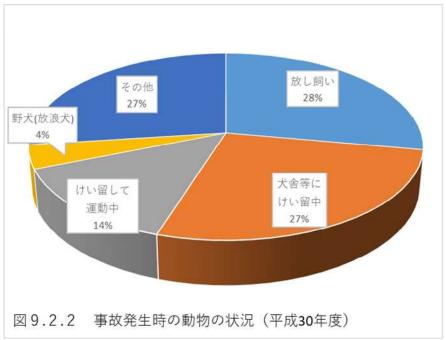
内訳は飼い犬による咬傷事故が約98%を占めています。

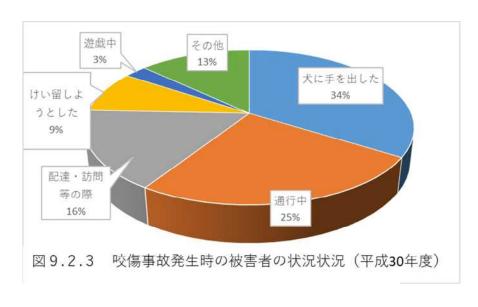
- 〇 咬傷事故発生時の犬の状況は、「放し飼い」(28%)「犬舎等に係留中」(27%) が多くなっています。(図 9.2.2)
- 〇 被害者の状況は、「犬に手を出した」(34%)、「通行中」(25%)が多くなっています。(図 9.2.3)
- 〇 被害者を年齢別でみると、60代の割合が20%と最も高くなっており、次いで40代が17%となっています。(図9.2.4)
- 咬傷犬の登録状況については、122頭中63頭(52%)が登録されています。
- 咬傷事故後の犬の状況ですが、飼い主が判明している場合の多くが継続して飼養することを希望しているので、再発防止のための適切な飼養方法などを狂犬病予防員が助言を行っています。(図 9.2.5)

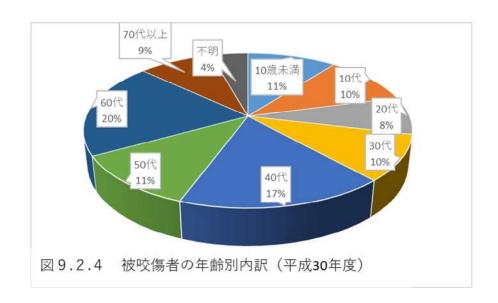
#### 【課 題】

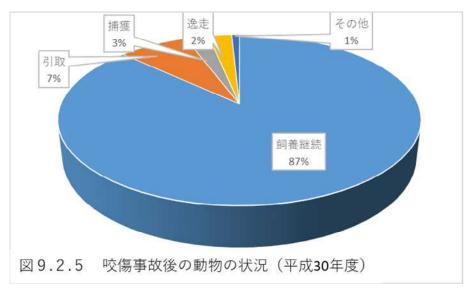
- ◆ 事故発生時の犬の状況において、「放し飼い」の事故が多いことから、飼い 主に対して適正管理に関する啓発を強化していく必要があります。 また、市町村と連携して野犬・放し飼い犬等徘徊犬の捕獲及び飼い主に対 する指導を徹底していく必要があります。
- ◆ 「犬舎等に係留中」の事故も多いことから、繋いだままによる動物側のストレス等により発生するケースもあり、飼い犬の種類、生態、習性等を考慮した必要な運動やしつけなど、適正飼養に関する啓発を強化していく必要があります。
- ◆ 事故発生時の被害者の状況において、「犬に手を出した」、「通行中」が多いことから、被害に遭わないよう、県民に対する犬の生態、習性等に関する啓発を強化する必要があります。
- ◆ 年齢別では 60 代の割合が多い状況ですが、10 歳未満の幼児や児童が事故に遭うケースもあることから、事故の未然防止のため、教育関係機関、市町村及び関係団体等と連携・協力し、幼稚園、小学校等を対象に犬の習性等に関する啓発を実施する必要があります。
- ◆ 飼い犬が人を咬まないようにしつけをすることは飼い主の務めですが、通行人等への事故の未然防止のため、犬の習性等に関する啓発が重要となっており、教育関係機関、市町村、関係団体等と連携・協力を充実・強化していく必要があります。











#### 10 動物愛護精神の普及啓発

動物の愛護の基本は、人の命が大切であるように、動物の命についてもその尊厳を守るということにあります。動物の命に対して感謝と畏敬の念を抱くとともに、その気持ちを動物の取扱いに反映させることが必要です。

また、動物が好きな人と苦手な人、興味を持つ人と興味を持たない人というように動物に対して抱く意識や感情は、人それぞれ多様なものです。このような状況のなかで、人と動物がよりよい環境で共生する社会を形成するためには、異なる価値観を持つ人々との相互理解に努め、合意の下で形成していくことが必要です。

# 【現 状】

〇 動物愛護週間(毎年9月20日~26日)

県民に広く動物愛護精神の普及啓発を図り、あわせて生命尊重、友愛及び 平和の情操の涵養を図ることを趣旨として、毎年多くの関係機関、団体、個 人等と連携・協力しながら、動物愛護週間行事を実施しています。

- ① 動物愛護の集い
  - ・動物愛護図画コンクール(優秀作品表彰式)
  - ・犬及び猫の飼い方、しつけ方教室
  - ・動物愛護に関するパネル展(県、協力団体)
- ② 動物愛護街頭キャンペーン
  - ・動物愛護週間行事を周知する取り組み
- ③ 動物慰霊祭
  - ・人間の都合によりその生命を全うすることができなかった動物たちの 冥福を祈る。(センター)
- 〇 捨て犬・捨て猫防止キャンペーン

本島北部地域をはじめ県内各地の行楽地等に、犬や猫の遺棄と思われる事案が見られ、地域住民の生活環境に悪影響を与えるとともに、やんばるの希少な野生生物への脅威となっていることから、捨て犬・捨て猫の防止と動物愛護精神の高揚を図ることを趣旨として、平成14年度より多くの関係機関、団体、個人等の協力を頂きながら実施しています。

〇 センターの取り組み

動物愛護精神の普及啓発活動として、以下のことに取り組んでいます。

① 体験学習

小学生、中学生、高校生、専門学校生、大学生等にセンター業務への 参加を通じて、動物愛護管理行政について学んでもらいます。

例:譲渡会、適正飼養講習会、負傷動物の治療や不妊去勢手術の見 学、収容動物の飼育管理など

② 視察見学

施設見学と業務の概要説明などを行っています。

- ③ 「夏休み親子で学ぶセンター見学会」
  - 小学生の親子を対象に、夏休み期間中にセンターの役割や県内の犬及び猫の飼養状況を説明すると共に、終生飼養や所有明示等の啓発を行っています。
- ④「一生うちの子プロジェクト」

犬及び猫の遺棄防止等の普及啓発業務「一生うちの子プロジェクト」 において、マスコミや「小学校出前授業」を通じて県民に適正飼養の 普及を図っています。

#### 【課 題】

- ◆ 動物愛護週間行事は、県民に対する動物愛護精神の普及啓発の場として非常に重要であることから、多くの県民が参加しやすいものとなるよう、内容を見直すなどして充実を図っていく必要があります。
- ◆ 人と動物がよりよい環境で共生する社会を形成するため、学校教育においては、自他の生命を尊重する心を基盤に「豊かな心」を育む道徳教育の充実を図る必要があります。

# 11 動物取扱業及び特定動物飼養保管施設等

(1) 動物取扱業 (第一種動物取扱業、第二種動物取扱業)

#### 【現 状】

- 動物愛護管理法では、「第一種動物取扱業」の登録と「第二種動物取扱業」 の届出が義務付けられています。
- 第一種動物取扱業者が動物を販売する場合に、購入者に対し対面で説明することが義務づけられてきましたが、空港や個人宅に販売予定の動物を運び対面で説明する等、実際にその動物を飼養してきた事業者の事業所で説明が行われず、消費者に十分な情報が提供されない懸念や、その場で消費者に契約を求める事態に陥りやすく、安易な購入につながりやすいという懸念がありました。そのため令和元年度改正法では、対面での説明を行う場所が事業所に限定されました。
- 第一種動物取扱業には動物取扱責任者の設置が義務づけられていますが、 令和元年改正法では、この動物取扱責任者の要件として、「十分な技術的能 力及び専門的な知識経験を有すること」が加えられ、選任要件の適正化が図 られました。
- 〇 第一種動物取扱業者は選任した動物取扱責任者に対し県が実施する動物 取扱責任者研修を受けさせなければなりませんが、受講しない者も見受けられます。
- 〇 令和元年改正法では第二種動物取扱業者のうち犬及び猫等の譲渡しを業 とする者に帳簿の備付け等が義務づけられました。
- 動物取扱業者は、一般の人々に人と動物との関係を持つきっかけとしての 役割を担っているため、適正な飼養管理がなされるよう飼い主への良き助言 者としての役割が求められています。
- 〇 平成21年度から平成30年度までの第一種動物取扱業の登録数の推移は表 11.1のとおりです。
- 第二種動物取扱業者は平成30年度末で16件の届出があります。

- ◆ 動物に関係する事業業態が多様化する中、動物に対する飼養管理が不適切な業者が見受けられることから、動物取扱業者の定期的な監視・指導を行い、動物飼養施設等の構造・規模及び維持管理、動物の管理方法、台帳等の確認をより一層徹底する必要があります。
- ◆ 県が実施する動物取扱責任者講習会を充実し、全ての第一種動物取扱業者 の責任者が受講するよう徹底する必要があります。
- ◆ 第一種動物取扱業者と連携し、新たに飼い主となる県民に対し、適正 飼養等の啓発ができるような仕組みを検討する必要があります。
- ◆ 第二種動物取扱業についてはそのほとんどが動物愛護団体等の飼養施

設となっています。全国では不適切な飼養が確認されており、定期的な 監視・指導を徹底する必要があります。

表 11.1 第一種動物取扱業登録数

	動物取扱業		動物	取 扱 業	登 録	業 種 別	内訳		業種別
	総業者数	販売	保管	貸出	訓練	展示	競りあっせ ん業	譲受	内訳計
平成21年度	412	270	146	13	21	57	-	-	507
平成22年度	431	276	160	13	21	63	-	-	533
平成23年度	438	266	173	14	24	68	-	-	545
平成24年度	421	231	181	8	19	68	0	0	507
平成25年度	515	232	191	8	19	69	0	0	519
平成26年度	443	227	206	10	22	85	0	0	550
平成27年度	459	225	220	11	25	89	0	1	571
平成28年度	431	232	236	11	25	95	0	1	600
平成29年度	502	239	229	12	24	96	0	1	601
平成30年度	489	238	240	11	20	97	0	1	607

<sup>※1</sup>業者が複数の業種を登録している場合があるので、総業者数と業種別内訳計は一致しない。

#### (2) 特定動物飼養保管施設

#### 【現 状】

- 動物愛護管理法において、特定動物とは、管理が不適切な場合や逸走した場合等に、人の生命、身体又は財産に対して侵害を加えるおそれのある動物のことで、トラ、タカ、ハブ、ワニガメなどの哺乳類、鳥類、爬虫類の約650種が対象となっています。
- 〇 令和元年改正法では、特定動物の愛玩目的の飼養又は保管が許可の対象外 となりました。また、特定動物が交雑することにより生じた交雑種も特定動 物として規制対象に追加されました。
- O 特定動物が万一逃げ出すと、人や生活環境に重大な被害を及ぼすことから 飼養する場合には、都道府県知事等の許可が必要であり、法令等に基づき施 設基準、飼養方法を遵守する必要があります。
- O これまでに、全国各地で特定動物による事故や逸走が発生しており、本県においても、動物園で平成28年度にクマ、令和元年度にヤクシマサルの逸走がありました。
- 〇 平成 21 年度から平成 30 年度までの許可施設数及び許可頭数は表 11.2 の とおりです。

- ◆ 特定動物は、飼養施設からの逸走や飼養者による飼養放棄があった場合、 人や生活環境に重大な被害を及ぼすことから、特定動物の飼養者及び管理者 へ、厳重な管理を行うよう指導していく必要があります。
- ◆ 特定動物が野外で発見される事案や無許可飼養の事例も発生しており、特 定動物の適正な飼養管理や許可制度の普及啓発を徹底する必要があります。
- ◆ 特定動物飼養保管施設への定期的な監視・指導による、動物飼養施設等の 構造・規模及び維持管理、動物の管理方法等を確認するとともに、逸走防止

<sup>※</sup>平成 24 年 6 月の動物愛護管理法の政省令の一部改正により、第一種動物取扱業の業種として、 競りあっせん業、譲受飼養業が新しく追加された。

や終生飼養に関し徹底して指導していく必要があります。

- ◆ 特定動物を業に用いる第一種動物取扱業者を監視する際、管理台帳等関係 帳票の確認を徹底し、無許可飼養を排除していく必要があります。
- ◆ 令和元年改正法により愛玩目的の飼養又は保管が許可の対象外になりましたが、すでに許可を取得している飼養者については引き続き監視指導を徹底していく必要があります。

表 11.2 特定動物の飼養許可施設数及び許可頭数

	Ē	†	哺乳	<b>L</b> 綱	鳥	綱	爬	<b></b> 良綱
	施設数	頭数	施設数	頭数	施設数	頭数	施設数	頭数
平成21年度	20	888	3	29	2	3	19	856
平成22年度	22	890	3	25	3	4	20	861
平成23年度	27	2067	3	66	2	7	26	1194
平成24年度	24	889	3	21	2	2	21	866
平成25年度	23	873	3	24	1	1	18	848
平成26年度	27	1001	3	27	2	2	22	972
平成27年度	30	941	4	30	2	2	24	909
平成28年度	30	921	4	27	1	1	25	893
平成29年度	25	830	3	40	1	1	23	789
平成30年度	41	868	7	40	1	1	36	827

### (3) その他の動物取扱事業所

#### 【現 状】

○ 畜産業者や実験動物施設を設置する事業者に対して、動物の取扱いや施設 の管理に関する監視指導を関係部署が連携して実施してきました。

#### 【課 題】

◆ 産業動物や実験動物の健康と安全に配慮した適正な取扱いを実践できるように関係部署が普及啓発を進める必要があります。

# 12 動物愛護推進員

#### 【現 状】

- 〇 本県では、平成30年度末で5名の動物愛護推進員の委嘱を行い、適正飼養 の普及啓発の役割を発揮しています。
- 〇 平成 30 年度末で、全国の 125 地方公共団体中 72 地方公共団体、約 3400 人の動物愛護推進員が活動しています。
  - \* 動物愛護管理行政事務提要 (令和元年度): 環境省より

- ◆ 前回の動物愛護管理推進計画では平成35年度(令和5年度)までに50名に嘱託し、各市町村において適正飼養の普及啓発の役割を発揮することを目標としていましたが、令和元年度では5名の嘱託に留まっているため、今後は制度について充分に説明するなどの周知に努める必要があります。
- ◆ 動物愛護推進員の委嘱について、平成30年度に新規や更新の手続きの見直 しを行いましたのでさらなる増員が見込まれますが、委嘱後における充実し た活動を実施するための方策及び講習会を実施する等動物愛護推進員の資質

向上を図っていく必要があります。

#### 13 災害時における動物の救護

#### 【現 状】

- 東日本大震災では、被災動物の受入れ施設の確保、避難所での動物の取扱い及び飼い主とはぐれてしまった動物の救護活動等の対応が課題としてあげられました。
- 〇 動物愛護管理法では、都道府県等が定める推進計画に「災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項」の項目があります。
- 〇 災害時における動物の救護については、沖縄県地域防災計画(平成 25 年 3 月策定)に、「犬等及び危険動物の保護・収容計画」及び「ペットの対応」として明記されています。
- O 大規模な災害が発生し、被災県単独では、十分な対応が困難な場合においては、被災した愛護動物の救護活動が広域かつ円滑に行えるよう平成 25 年 10 月 22 日に、九州・山口 9 県で「災害時における愛護動物の救護に関する協定」を締結しました。
- ◆ 獣医師会では、平成 30 年度から「災害時動物救護対策委員会」を発足し、VMAT(災害時派遣獣医療チーム)講習として動物防災セミナーや 実習を積極的に行っており、環境部の獣医師もこの活動に加わっています。

- ◆ 地震等の災害時には、動物を所有する被災者等の心の安らぎの確保、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、避難所におけるルール作り、被災地に残された動物の保護収容及び動物の餌等の確保を行う必要があります。
- ◆ 災害発生時における「動物の救護」について、市町村、獣医師会、動物愛護団体、民間団体等関係機関との連携や、実施体制等を検討する必要があります。さらに、「特定動物対策」については、警察、消防も含めた連携や、実施体制等を検討する必要があります。
- ◆ 本県では、これまで、台風を除く地震等の大規模災害の発生がないことから、災害発生時のシミュレーションが十分とは言えません。このため、災害時の具体的な動物救護体制を整備しておくことが早急の課題となってきました。今後は市町村、獣医師会などの関係団体と協働し、災害を想定した机上演習及び飼い主とペットの同行避難訓練等の実施にも取り組む必要があります。

# 第3 計画の基本方針

本計画では、「~人と動物が共生できる沖縄県をめざして~」を基本理念として、前節の現状と課題を踏まえ、本計画の基本方針を次のとおりとします。

# 1 「命どう宝」が動物愛護にも実践できる社会の実現

動物愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守るということにあります。命ある動物に対し優しい眼差しを向けるような態度なくして、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることはできません。

このことから、県民一人一人が動物の命について考え、「命どう宝\*」が動物愛護にも実践できるよう、多くの関係者と連携し、最終的には犬及び猫の不要な殺処分がゼロとなるような社会を目指して、教育活動や広報活動等を通した普及啓発及び各施策に取り組んでいきます。

**※命どう宝**:命は宝物であり、最も尊いもの。幾多の苦難を体験したウチナーンチュが共有する反戦と平和の願いを込めたメッセージ。

#### 2 動物の適正な飼養管理に基づく人と動物が共生する社会の実現

人と動物が共生する社会をつくるためには、動物の命を尊重する考え方及び態度を確立することと併せて、動物の鳴き声や糞尿等による迷惑防止を含め、飼っている動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないよう、適切に飼養管理する必要があります。

ペットが伴侶動物(コンパニオンアニマル)として生活に欠かせない存在となりつつある一方、動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、人と動物の関わりについても十分に考慮した上で、その飼養及び保管を適切に行うことが求められます。

また、沖縄県にはヤンバルクイナなど数多くの固有種を含む野生生物が生息しています。遺棄や逸走した動物が、在来の野生生物を捕食したり、病原体や寄生虫を持ち込むなど、生態系を脅かす存在になっています。野生生物との共生や沖縄の豊かな自然環境を保護する観点からも、飼っている動物を適正に飼養管理する必要があります。

これらのことから、多くの関係者と連携し、教育活動や広報活動等を通して普及啓発に取り組み、動物の適正飼養管理を推進していくことで、人と動物が共生する社会の実現をめざします。

# 3 連携・協働による施策推進の体制づくり

動物の愛護及び管理に関する課題は、飼い主のマナー欠如による近隣への迷惑問題や野良猫への無責任な餌やりを巡るトラブルのように、地域に密着したものから、犬及び猫や負傷動物の収容、動物取扱業者や特定動物飼養保管許可施設の監視・指導、動物由来感染症対策、災害対策といった広域的・専門的なものまで様々です。また、それぞれにおいて、県、市町村、獣医師会、動物取扱業者、動物愛護団体等多くが主体として関わっていることから、適切な役割分担のもとに課題解決や施策推進のための関係者間のネットワークを構築し、協働により各種課題の解決に取り組んでいきます。

# 4 人と動物の安全の確保

大規模な災害では、人のみなならず動物も被災するため、飼い主が不明な動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い避難所に同行避難することが予想されます。

災害発生時のペットの救護活動は、動物愛護の観点だけではなく、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも重要です。

そのため、大規模な災害時における「ペットの救護」は、重要な課題の一つであり、救護活動を広域的かつ円滑に行うため各関係機関との連携体制を整備します。

また、世界中で新しい感染症が次々と発生しその多くが人獣共通感染症\*\*です。その背景としては、交通手段の発展による膨大な人と物の移動、土地開発と自然環境の変化及び野生動物のペット化等による人間社会の変化や人間の行動の多様化が要因といわれています。様々な感染症への対策は人と動物を分けて考えずに、一つの枠組みで取り組むワンヘルス\*2という考え方が近年普及しています。

動物から病気を移されないためには、人獣共通感染症の正しい知識やその予防対策について、動物の所有者だけではなく県民全体が理解する必要があることから、各関係機関と連携して人獣共通感染症に関する正しい知識の普及啓発を推進します。

※1 人獣共通感染症:動物と人に共通で感染する病気の総称。「動物由来感染症」とも表されるが、動物から人のみならず人から動物に感染する疾病も報告されています。

狂犬病、猫ひっかき病、サルモネラ症、エボラ出血熱、腸管出血性大腸菌感染症等、世界保健機関(WHO)で把握されているだけでも 150 種類以上あります。

※2 ワンヘルス:人獣共通感染症は、全ての感染症のうち約半数を占めており、医師及び獣医師は活動現場で人獣共通感染症に接触するリスクを有している。こうした分野横断的な課題に対し、人、動物、環境の衛生に関わる者が連携して行う取り組みです。

# 第4 施策推進のための各主体の役割

#### 1 沖縄県の役割

県には、犬及び猫の保護や引取り、動物取扱業者や特定動物の飼養施設の 監視指導等、専門的な業務から、動物の愛護と適正飼養に関する普及啓発、 人獣共通感染症対策及び災害対策等、広域的な業務を行う役割があります。 また、本計画を推進していくために、各主体との連携・協働体制の構築、 地域におけるボランティア活動等の支援、人材の発掘・育成などの役割があ ります。

#### 2 市町村の役割

動物愛護管理に関する課題の多くは地域社会に密着したものであり、課題 の解決には各地域の実情に応じた対応が求められ、状況に応じて各主体との 連携が必要となります。

市町村には、生活環境を損なう不適正な飼養者や、狂犬病予防法または飼い犬条例を遵守しない飼養者への指導と、住民への動物の愛護と適正飼養に関する普及啓発を行う役割があります。

# 3 飼い主の役割

飼い主(所有者又は占有者)には、動物愛護管理法や狂犬病予防法といった関係法令を遵守するとともに、動物の種類や習性に応じて、終生にわたり適正に飼養するという責務を果たす役割があります。

また、飼養する動物が人の生命、身体、財産に害を加え、他人に迷惑を及ぼすことがないよう、地域社会のルールを遵守することや、自ら飼養する動物が地域に受け入れられるよう主体的に行動することも、重要な役割となります。

#### 4 動物取扱業者の責務

動物取扱業者には、関係法令で定める基準等を遵守し、取り扱う動物の適 正な飼養・保管等に努める責務があります。

また、動物を取り扱うプロフェッショナルとしての自覚と、自らが動物の 飼養者としての責任を持ち、動物を飼おうとする人へ適切な助言を行うこと により、飼い主責任が果たされるよう啓発していくことも、動物取扱業者の 重要な役割です。

さらに、各主体が行う取り組みに積極的に協力し、動物取扱業者としての 社会的な責任を担う役割があります。

# 5 県民の役割

人と動物が共生できる沖縄県の実現に向け、動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深め、人獣共通感染症などに関する正しい知識を習得し、動物に関する地域活動への理解と支援、協力等を行うなど、積極的に行動することが、県民に期待される役割です。

また、人が動物に対して抱く感情は様々であることから、地域社会の中で相互に理解し、よりよい人間関係を築いていくよう努めなければなりません。

### 6 獣医師会の役割

獣医師会には、行政や教育関係機関及び民間団体等と連携をとりながら、 地域の動物愛護活動、学校飼育動物に対する動物の健康管理や適正飼養管理 等への技術的な支援や助言を行い、また、獣医師会が独自で行う事業等を通 じて、専門的な立場から、人と動物が共生できる沖縄県の実現に向けてリー ドしていく役割があります。

# 7 動物愛護団体等の役割

動物愛護団体等には、それぞれの地域で動物愛護活動を行っていることから、行政や関係機関等と連携、協働し、人と動物が共生できる沖縄県の実現に向け、本計画の推進をサポートしていく役割があります。

また、独自の活動の中で、地域住民等に対する適正飼養などの動物愛護に関する助言や啓発等を関係機関と協力して行う役割があります。また自らも動物を適正に飼養し、模範的な飼養方法を普及する役割を果たす必要があると同時に、保護動物を一般家庭に譲り渡す活動をしている団体は、新たな飼養先で適正に飼養できるかを見極める必要があります。

# 8 教育機関等の役割

学校をはじめとする教育関係機関には、幼児・児童・生徒に対する動物愛護教育に努め、本計画の推進に協力していく役割があります。

# 9 動物愛護推進員の役割

地域における動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物 愛護推進員を県知事が委嘱します。動物愛護推進員は、動物の愛護と適正な 飼養の重要性について住民の理解を深めたり、動物の適正飼養に関する必要 な助言を与える重要な役割を担っています。

# 第5 指標及び数値目標

本計画における各施策の達成状況を確認するため、令和 12 年度までの各指標と数値目標を以下のとおり設定します。基準年度は平成 30 年度とします。

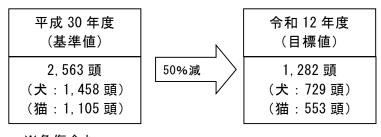
# 1 「命どう宝」が動物愛護にも実践できる社会の実現

将来像:県民一人一人が動物の命について考え、動物愛護にも「命どう宝」を実践し、 最終的には犬及び猫の不要な殺処分がゼロとなるなど、最後まで責任を持って動物を飼うことができる。

指標名1:犬及び猫の収容数

数値目標:平成30年度の50%減

終生飼養及び不妊去勢措置の徹底、遺棄の防止を行うこと等により令和 12 年度の収容数の目標値を 1,282 頭とし、平成 30 年度の 50%削減を目指します。



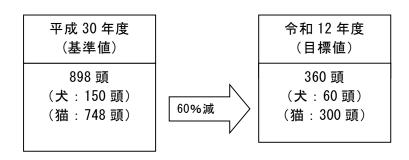
※負傷含む。

指標名2:犬及び猫の殺処分数\* 数値目標:平成30年度の60%減

環境省による殺処分の3区分\*のうち、②の譲渡可能な個体は殺処分ゼロにすることを目標とし、①と③については訓練(人慣れ)や治療などをさらに実施していくことで殺処分を減少させ、全体として平成30年度(898頭)の60%減(360頭)を目指します。(基本指針では、殺処分を平成30年度(基準値)の50%削減を目指すこととされました。)

## ※環境省による殺処分の3区分の考え方

- ① 譲渡するのが適切でない個体(病気や攻撃性など)の殺処分
- ② ①以外の殺処分 → 譲渡できる個体なのに殺処分
- ③ 収容後の死亡→怪我や衰弱した個体の死亡 (環境省の区分に基づき殺処分数に計上される)



※負傷含む。

\*:殺処分数 = 収容頭数-(返還頭数+讓渡頭数)

# ※殺処分の区分ごとの内訳

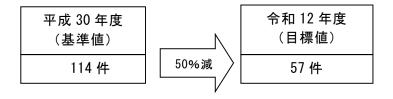
	殺処分の区分	平成30年度	A AMPROD OF SEC.	令和12年度
2	譲渡可能な個体	332	全体として	0
1	譲渡適性のない個体	566	60%減	260
3	収容後に死亡した個体	300	——/	360

# 2 動物の適正な飼養管理に基づく人と動物が共生する社会の実現

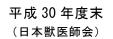
将来像:動物を飼う人や取り扱う人々が社会的責任を自覚し、適正飼養と管理を実施することにより、周辺への配慮とマナー・モラルが向上し、人と動物が共生する社会が実現している。

指標名3:咬傷事故件数

数値目標:平成30年度(基準値)の50%減



指標名4:マイクロチップ登録数数値目標:平成30年度末の5倍



8,054頭

(犬:5,157頭) (猫:2,897頭)



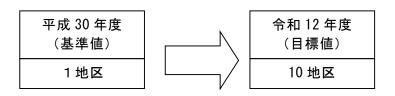
令和 12 年度末 (目標値)

合計 40,000 頭

指標名5:地域猫モデル地区選定数

数値目標:令和12年度に10地区の選定及び考察

沖縄県では、「飼い主のいない猫」を減らす取り組みとして、「飼い主のいない猫対策」マニュアルに基づきモデル地区の選定をしています。 地域猫活動は5年程度でその地域から「飼い主のいない猫」がいなくなることを想定しています。

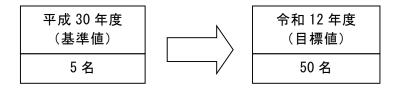


### 3 連携・協働による施策推進の体制づくり

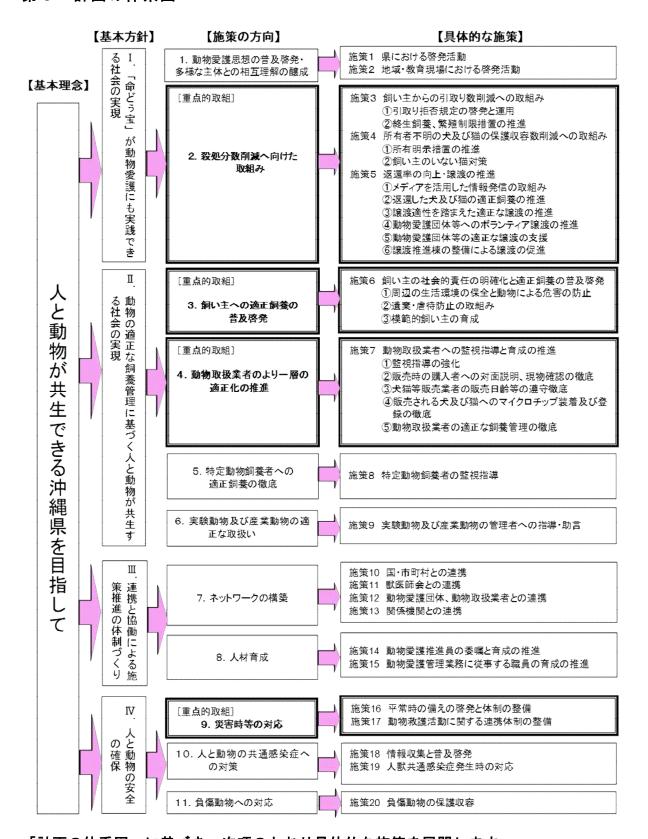
将来像:県、市町村、県民、動物愛護団体等のネットワークが整備され、連携・協働して施策が推進されている。また、動物愛護推進員や地域ボランティアが各地で活躍し、地域の相談窓口となっている。

指標名6:動物愛護推進員の数

数値目標: 令和 12 年度までに 50 名を委嘱



第6 計画の体系図



<u>「計画の体系図」に基づき、次項のとおり具体的な施策を展開します。</u>

# 第7 施策の方向と具体的施策

# 1 動物愛護思想の普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成

#### 施策1 県における啓発活動

#### 【目 標】

○ 動物が命あるものであることを踏まえ、動物の健康と安全の確保、遺棄・ 虐待の防止、そして、犬及び猫の引取り数の減少をめざします。

#### 【展 開】

- (1) 動物愛護の精神を県民に幅広く普及していくために、あらゆる年代を対象に様々な機会を捉えて飼い主の終生飼養の責務、動物の虐待防止及び動物の適正な取扱い等について普及啓発を推進していきます。
- (2) 動物ふれあい教室や動物愛護週間行事等の普及啓発活動、ホームページ、各種広報媒体及びパンフレット・ポスター等啓発資材を活用し、広く県民の動物愛護精神の高揚と適正飼養の啓発に取り組みます。
- (3) 飼い主に対し、終生飼養、繁殖制限、所有明示などを基本として、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」(平成 14 年 5 月 28 日環境省告示第 37 号)について周知・啓発に取り組みます。

マイクロチップについては、令和元年改正法において新たに販売された犬 及び猫について装着・登録が義務となりましたが、すでに飼養されている犬 及び猫や譲渡される犬及び猫についても装着・登録が普及されるように周 知・啓発に努めます。

また、市町村、獣医師会、関係団体等と連携・協働し、広く飼い主に対し 適正飼養の普及啓発が図られるよう体制の整備に取組みます。

さらに、県民に対しては、動物の生態・習性等の理解や終生飼養、安易な 飼養の防止など「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の一般原則に則 した周知・啓発に努めます。

特に、所有者等の責務のうち、終生飼養や適切な繁殖制限措置を講ずることについて積極的に広報します。

- (4) 動物とのふれあい事業の推進に当たっては、適正な飼養管理や動物のストレスを減らす配慮が必要であり、国によるガイドライン作成の動向などを踏まえ、そのあり方について検討します。また、子供の情操の涵養等を目的とした学校飼育動物についても同様の配慮が行われるよう検討します。
- (5) 第一種動物取扱業者に対し、購入希望者への安易な飼養の防止が図られるよう、終生飼養、繁殖制限、所有明示措置、動物の生態・習性等に関する販売時の事前説明の確実な実施を求めていきます。また、新たに飼い主となる県民に対し、適正飼養に関する啓発が第一種動物取扱業者と連携して実施できるような仕組みを検討していきます。
- (6) 狂犬病予防については、犬の飼い主をはじめ広く県民に対し、狂犬病の脅威と狂犬病予防法の意義、登録や予防注射の必要性等、市町村、獣医師会、関係団体等と連携・協働し、普及啓発の強化に取り組み、犬の登録と狂犬病予防注射の徹底を図ります。第一種動物取扱業者に対し、販売時に狂犬病に関する説明の実施を確実に行うよう、指導していきます。また、犬を飼養す

る第一種動物取扱業者及びボランティア団体等においても登録と狂犬病予防 接種の徹底を図ります。

- (7) 猫の飼養については、終生飼養、繁殖制限措置、屋内飼養及び所有明示 措置の4原則について、市町村、獣医師会、関係団体等と連携・協働し、広 く飼い主に対し啓発が図られるよう取り組みます。
- (8) 動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法及び虐待の具体 的事例並びに愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたことの周知 徹底を図るとともに、警察との連携をより一層推進します。
- (9) 動物の展示利用については、情操の涵養等、その効用を効果的にもたらし、感染性の疾病の予防等、動物の健康及び安全を確保するよう、関係機関(特に動物園、獣医師会)と連携・協働し、広く啓発が図られるよう取り組みます。

### 施策2 地域・教育現場における啓発活動

### 【目 標】

○ 県が実施する動物愛護に関する催しに多数の県民の参加をめざします。

- (1) 動物愛護週間行事、体験学習等の催しにより多くの県民が参加できるよう 内容の充実に努めます。
- (2) 地域における動物愛護の推進を担う動物愛護推進員等のボランティアが行う動物愛護に関する普及啓発活動の支援を行います。
- (3) 子どもが生命を尊重し心豊かに育つ上で、動物とのふれあいや家庭でのペットの適正な飼養の経験が重要とされていることから、動物ふれあい教室等の内容の充実を図り、保育園・幼稚園児、小・中学生を対象に各学校等を訪問し、開催します。
- (4) 生徒・児童に対する動物愛護教育について、次のように取り組みを進めていきます。
  - ①動物飼育を通した「情操教育」の推進 動物飼育は、動物の生命に関わることにより生き物としての動物の存在 を意識し、自らの責任、役割を自覚するようになるなど、よりよい教育効 果が期待できることから、動物飼育を通した「情操教育」を教育機関と連 携して推進していきます。
  - ②「生き物に対する関心を育む教育」の充実 子どもたちが実際に動物の世話をしながら、その動物に関心をもつとと もに、知的な気付きを経験したり、見出した問題を調べたりするなどの活 動をとおして、生き物に対する科学的な興味を育むよう、「生き物に対す る関心を育む教育」を教育機関と連携して充実していきます。
- (5) 学校飼育動物の適正飼養や人獣共通感染症の感染防止等に関し、教育関係機関と獣医師会との連携協力体制を構築していきます。また、獣医師会、動物愛護団体等の専門的知識に基づく支援や助言を行う体制(学校獣医師制度;仮称)を整備していきます。
- (6) 学校関係者に対する学校飼育動物の適正飼養等に関する研修会・講習会等を獣医師会と協力して実施していきます。

# 2 殺処分数削減へ向けた取組み

#### 施策3 飼い主からの引取り数削減への取組み

## 【目 標】

〇 犬及び猫の飼い主からの引取り数の削減をめざします。

#### 【展 開】

施策3-① 引取り拒否規定の啓発と運用

終生飼養の原則に反する理由による引取り(動物取扱業者からの引取り、 繰り返しての引取り、犬又は猫の老齢や病気を理由とした引取り等)を拒否 できる規定の運用を行うことで、飼い主からの犬及び猫の引取り数の削減に 努めます。

### 施策3-② 終生飼養、繁殖制限措置の推進

- (1) 動物がその命を終えるまで適切に飼養することは、飼い主としての責務のため、終生飼養が一層浸透するよう普及啓発していきます。
- (2) 人が適正に飼養できる犬や猫の数には限りがあり、無計画な繁殖は結果として不幸な犬や猫を増やすことになること、また、不妊去勢手術の措置は、望まれない繁殖を避けるだけではなく、犬や猫の生殖器に関連する病気の予防、問題行動の抑制等のメリットもあることから繁殖制限措置の推進に努めます。

### 施策4 所有者不明の犬及び猫の保護収容数削減への取組み

#### 【日 煙】

○ 所有者不明の犬及び猫の保護収容数の削減をめざします。

### 【展 開】

施策4一① 所有明示措置の推進

- (1) 飼い主や県民に対し、鑑札・注射済票、迷子札及びマイクロチップ等の所有明示措置の意義や役割(動物の盗難・迷子の発生防止、迷子になった動物や非常災害時に逸走した動物の所有者の発見、所有者の意識向上等を通じた動物の遺棄・逸走の未然防止)をホームページ、各種広報媒体、パンフレット等啓発資材を活用して広く啓発し、一頭でも多くの犬や猫が飼い主の元へ戻れるよう、取り組んでいきます。
- (2) 市町村、獣医師会、動物取扱業者、関係団体等と連携・協働し、広く飼い主に対し、所有明示に関する普及啓発に取り組みます。

#### 施策4-② 飼い主のいない猫対策

- (1) 殺処分される猫のほとんどは、飼い主のいない猫(野良猫)として保護 収容された猫です。まず、猫の飼養者へ終生飼養、不妊去勢措置、屋内飼養 及び所有明示の適正飼養の実施について啓発し、飼い主のいない猫を増やす ことに繋がらないようにします。
- (2) 飼い主のいない猫については、生活環境被害もあることから、飼い主のいない猫の問題解決のために地域住民の合意のもとに地域住民が主体となって飼い主のいない猫の問題に取組む地域に対しては、「沖縄県猫の適正飼育ガイドライン(平成25年3月)」で位置づけた「地域猫活動」の「モデル地区」として、不妊去勢手術等の支援を行います。平成30年度までに1地区がモデル地区と認定しており、これらのモデル地区における猫の管理が適正に継続されるよう支援するとともに、さらなるモデル地区の追加も推進していきます。
- (3) 地域の理解と協力を得て、地域住民、ボランティア、市町村、県等がそれぞれ実行可能な役割を果たし、連携を図りながら保護収容される飼い主のいない猫の数を減らします。また、適正な地域猫活動を推進することで、保護収容される猫の数を減らし、また例え収容されたとしても地域に返還できるように取り組みます。

#### 施策5 返還率の向上・譲渡の推進

### 【目 標】

○ 収容された犬及び猫の所有者へ返還及び飼養を希望する者への譲渡の推 進をめざします。

#### 【展 開】

施策5-① メディアを活用した情報発信の取組み

- (1) 収容された犬及び猫の情報について市町村や警察と連携・協力し、ホームページ等によるメディアを活用した収容動物の情報提供の充実を図ります。
- (2) 収容施設の収容状況(頭数だけでなく個体の状況)を勘案しながら、犬及び猫の収容期間の延長を検討します。

施策 5 - ② 返還した犬及び猫の適正飼養の推進 返還した犬及び猫の飼養状況を確認し、繰り返しの収容を防止します。

# 施策5—③ 譲渡適性を踏まえた適正な譲渡の推進

- (1) 返還に至らない犬及び猫は、譲渡の適性を見極めて譲渡します。
- (2) 譲渡適性が低いと判断された犬及び猫も、訓練等を積極的に実施し、 可能な限り譲渡に努めます。その実績を元にマニュアルなどの作成・ 改訂に努めます。
- (3) 譲渡する犬及び猫には不妊去勢手術を実施し、望まない繁殖や疾病 の予防に努めます。
- (4) 適正譲渡を行う上で、犬及び猫の譲渡前後の環境調査を実施するとともに、ルール等の見直しを行い、不適正な飼養を防止に務めます。

#### 施策5-4 動物愛護団体等へのボランティア譲渡の推進

動物愛護団体等と連携し、当団体への譲渡やネットワークを活用したボランティア譲渡について、一層の推進が図られるよう取組みます。

#### 施策5-5 動物愛護団体等の適正な譲渡の支援

動物愛護団体等の譲渡活動は、その譲渡先が一般家庭であることから、施策 5-③と同様に、譲渡先の選定について必要に応じ助言をし、譲渡先について 報告を求めます。

#### 施策5—⑥ 譲渡推進棟の整備による譲渡の促進

新たな収容スペースを確保し、メディアを活用するなど、さらなる譲渡の推進に取り組みます。

# 3 飼い主への適正飼養の普及啓発

### 施策6 飼い主の社会的責任の明確化と適正飼養の普及啓発

#### 【目 標】

○ 動物に関する迷惑問題、遺棄・虐待及び犬による危害(咬傷事故)の減少 をめざし、模範的飼い主の育成に努めます。

#### 【展 開】

施策6-① 周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止

- (1) 動物の適正飼養、動物の生態・習性等について普及啓発していきます。 不適正飼養等に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態や虐待を受ける恐れがある事態が生じていると認められる場合には監視指導を行い、改善を求めていきます。
- (2) 猫に関する苦情・相談の内容は、地域や場所により多様化・複雑化していることから、迷惑問題対策としての一定のルールづくりが必要となってきているため、地域におけるルールづくりを支援していきます。
- (3) 飼い主のいない猫の対策として、地域、市町村、動物愛護団体・ボランティア等との緊密な連携と情報の共有を図り、猫との共生ができる地域づくりを継続的に支援していきます。また、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫活動については、地域の実情を踏まえた計画づくり等への技術的な支援を行い、飼い主のいない猫を生み出さないための取組みを推進します。
- (4) 猫の迷惑問題に関する各事例やデータの蓄積及び検証を行い、地域のルールづくりに対する適切な助言・指導ができるよう取り組みます。
- (5) 多頭飼育については、地域や市町村、民間団体等との連絡体制を整備し、 飼育崩壊による動物の放置・虐待等を未然に防止していきます。
  - また、所有者に対しては、放し飼い等による危害の防止、周辺住民の 生活環境に配慮した適正飼養(繁殖制限、衛生管理等含む)を強く指導し ていきます。
- (6) 犬による咬傷事故は、「犬舎等に係留中」や「放し飼い」による事故が 多いことから、飼い犬の種類や生態、習性等に応じた適正飼養について、市

町村、獣医師会、関係団体等と連携・協働し、啓発の強化に取り組みます。

また、繰り返し放し飼いを行う悪質な飼い主に対しては、市町村と連携して指導にあたるとともに、警察等関係機関と連携して、厳しい態度で適切な措置を講じていきます。

放し飼い犬等徘徊犬の捕獲を市町村と連携・協力して迅速に行い、犬による咬傷事故等の危害発生の防止に努めるとともに、幼児・児童の咬傷事故予防対策を教育関係機関と連携して取り組みます。

広く県民に対し、咬傷事故発生防止のため、犬の生態・習性等について啓発を強化していきます。また、危険犬等大型犬の飼い主に対しては、人の生命、身体に対する被害が重篤となる可能性が高いことから、逸走防止を含めた適正管理について指導を強化していきます。

また、飼養者からの咬傷事故の発生届を徹底するために市町村、獣医師会、 医療機関等と連携し、普及に努めます。

## 施策6-② 遺棄・虐待防止の取組み

- (1) ホームページや各種広報媒体、ポスター・パンフレット等を活用し、飼い主に対し、遺棄や虐待防止に関する周知を強化していきます。
- (2) 地域、市町村、関係団体、警察等と連携し、看板の設置等、動物の遺棄や虐待の未然防止に取り組み、状況に応じて立入検査等を実施します。

#### 施策6-3 模範的飼い主の育成

主に県が譲渡した犬及び猫の飼い主を、模範的な飼養をする飼い主として育成し、その他の県民への適正飼養の普及を図っていきます。

# 4 動物取扱業者のより一層の適正化の推進

## 施策7 動物取扱業者への監視指導と育成の推進

### 【目標】

○ 動物取扱業に関するトラブルや苦情等の減少をめざします。

#### 【展 開)

施策7一①監視指導の強化

- (1) 動物取扱業者の事業所や飼育施設へ定期又は不定期に立ち入り、法に規定する遵守基準について監視を強化し、必要な指導を行います。
- (2) 違反が認められた場合は、必要に応じて法令に基づく勧告、命令等を行い、 悪質な業者の排除に努めます。
- (3) 動物取扱責任者に対しては、動物取扱責任者研修の内容を更に充実させ、 その資質の向上に努めます。また、未受講者に対しては、登録業者に対し必 要に応じ法令に基づく勧告、命令等の行政処分を行います。
- (4) 動物取扱責任者は、事業所や飼育施設を自主的に管理するよう推進します。
- (5) 第二種動物取扱業においても監視を実施し、犬及び猫等の譲渡しを業として行う場合には、義務となった帳簿の備付けの普及に努め、監視指導を行います。

### 施策7-2販売時の購入者への対面説明、現物確認の徹底

第一種動物取扱業者は、動物(哺乳類・鳥類・爬虫類)を販売する場合には、事業所においてその動物を購入しようとする顧客に対し、あらかじめ、販売する動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面により適正飼養のための必要な情報を提供することが義務付けられているため、その実施について監視と指導を強化します。

### 施策フー③ 販売業者の販売日齢等、適正飼養遵守の徹底

犬及び猫の販売日齢の遵守、「犬猫等健康安全計画」の履行、個体毎の帳簿の作成・管理及び定期報告等の適正な実施について監視と指導を強化します。

施策 7 - ④ 販売される犬及び猫へのマイクロチップ装着及び登録の徹底 令和元年改正法において義務づけられたマイクロチップ装着及び登録に ついて徹底を図ります。また、マイクロチップが装着された犬及び猫を購 入した者に変更の手続きを促すよう指導します。

### 施策フー⑤ 動物取扱業者の適正な飼養管理の徹底

- (1) 動物取扱業者において動物の飼養は基準を守ることはもちろんですが、 新たな飼養者に手本となるような飼養方法を率先して行っていくよう指導 を行います。
- (2) 第一種動物取扱業のみならず、廃業あるいは登録が取り消された者に対し、飼養施設の状況、飼養もしくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、飼養施設等の立ち入り検査を行い、動物の適正飼養の指導を徹底します。
- (3) 譲渡しの飼養施設における不適切な飼養や多頭飼育崩壊の事例が全国的に散見されることから、監視指導を強化し、必要な指導を行います。

# 5. 特定動物飼養者への適正飼養の徹底

## 施策8 特定動物飼養者への監視指導

〇特定動物の適正な飼養保管の徹底をざします。

# 【展 開】

監視指導の強化

特定動物飼養保管施設への定期的な監視・指導を実施するとともに、令和元年改正法以前に愛玩目的での飼養又は保管の許可を取得した飼養者に、終生飼養、逸走防止対策及び逸走時の対応等を徹底して指導していきます。また、特定動物を販売する動物取扱業者に対し、販売先の飼養保管許可の有無について確認し、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう指導します。

# 6. 実験動物及び産業動物の適正な取扱い

#### 施策9 実験動物及び産業動物の管理者への指導・助言

### 【目標】

○ 実験動物の適正な飼養保管及び苦痛軽減等をめざします。

## 【展 開】

関係機関や団体等と連携しながら、実験動物を取り扱う関係者に対し、「3 Rの原則\*」、実験動物の飼養保管基準の周知の推進や遵守の徹底を進めるとと もに、管理者による自主管理の推進を図ります。

※3 Rの原則:実験動物に対する基本的な考え方で、国際的にも普及・定着 3 R=以下の3つの頭文字の「R」

- ・苦痛の軽減 (Refinement)
- ・使用数の削減 (Reduction)
- ・代替法の活用 (Replacement)

### 【目標】

○ 産業動物の適正な飼養保管が行われることをめざします。

- (1) 産業動物の種類、習性等を考慮した環境の確保、快適性に配慮した飼養及び保管に関し、基準に基づき、農林水産部局等関係機関や団体等と連携して、産業動物の管理者及び飼養者に対し、基準の周知及び啓発等に取り組むとともに、その効果的な方法を検討し実施します。
- (2) 災害時における産業動物の取扱い等について、関係機関との情報共有を 図ります。

# 7. ネットワークの構築

### 施策 10 国・市町村との連携

### 【目 標】

〇 国(環境省、厚生労働省)及び市町村と連携を図り、本計画の推進をめざ します。

### 【展 開】

- (1) 動物愛護管理法を所管する環境省や狂犬病予防法を所管する厚生労働省 と連携を図り、各法律に基づく各種施策を推進します。
- (2) 動物愛護精神の普及や適正な動物管理の推進には、各市町村との連携が必要であるため、連絡会議等において定期的な情報交換を行うとともに、各市町村の取組みにおける技術的な支援を行います。
- (3) 市町村主催で開催する講演会等に、動物愛護担当の職員を積極的に派遣していきます。
- (4) 動物に関する苦情については、市町村の環境課等のみではなく、福祉担当などさまざまな部署との連携をとり、県民のニーズに対応していきます。

### 施策 11 獣医師会との連携

## 【目 標】

○ 狂犬病予防及び動物愛護管理対策に関して、獣医師会との連携・協力体制 の強化を図ります。

## 【展 開】

- (1) 動物愛護週間をはじめとする普及啓発活動に、連携して取り組んでいきます。
- (2) 狂犬病予防対策については、市町村とともに連携を強化していきます。
- (3) 獣医師会が取り組んでいる動物愛護対策(不妊去勢手術助成事業)や 学校飼育動物対策等に協力していきます。
- (4) 獣医師会と連携し、動物虐待の早期発見に努めます。

## 施策 12 動物愛護団体、動物取扱業者との連携

# 【目 標】

動物愛護団体や動物取扱業者等との連携体制を構築します。

### 【展 開】

- (1) 動物愛護精神の普及啓発活動、動物愛護週間事業、動物ふれあい教室 等、様々な事業を協働して展開できるよう連携を図ります。
- (2) 譲渡事業や災害時における被災動物の保護管理活動等に協力して取組んでいけるよう連携を図ります。

### 施策 13 関係機関との連携

#### 【目標】

〇 県関係部局及び警察等との連携体制を構築し、本計画の推進をめざします。

### 【展 開】

- (1) 動物の虐待等について罰則が強化されたことから県民への周知徹底を 行うとともに、警察との連携を強化し、動物の遺棄や虐待の防止を図りま す。
- (2) 県関係部局及び警察等で構成する会議を開催し、本計画の進行管理等を検討していきます。

# 8. 人材育成

# 施策 14 動物愛護推進員の委嘱と育成の推進

### 【目標】

○ 各地域の相談窓口となって活躍できる動物愛護推進員の委嘱を行い、育成 します。

- (1) 地域的なバランスを考慮しながら、動物愛護推進員を委嘱していきます。
- (2) 委嘱後における充実した推進員活動の実施と動物愛護推進員の資質向上 を図っていくため、動物愛護推進員を対象とした研修会等を開催していきま す。
- (3) 動物愛護推進員が災害時における犬及び猫等の動物の避難保護において協力、活動できるよう、具体的な活動内容を整備するとともに、動物愛護推進員の制度を県民に周知していきます。

#### 施策 15 動物愛護管理業務に従事する職員の育成の推進

### 【目 標】

○ 広範かつ多岐にわたる動物の愛護及び管理に関する課題に対し、柔軟な対応と適切な助言・指導ができる職員の育成をめざします。

#### 【展 開】

- (1) 職員の資質向上を図るため、国や関係団体が開催する動物愛護管理に関する会議や研修等に積極的に担当職員を参加させ、専門的な知識や技術を習得させます。研修等で得た専門的な知識や技術を日常業務に反映するよう、情報の共有化を図ります。
- (2) 動物虐待等の該当性についての客観的な判断に資するよう、国内における事例や罰則の適用状況、科学的な知見等の集積を行うとともに、それらの分析・評価を進めます。
- (3) 沖縄県という地理的特性を生かした事例を研究し、積極的に他県に情報を提供します。

# 9. 災害時等の対応

### 施策 16 平常時の備えの啓発と体制の整備

#### 【目標】

○ 災害時を想定した体制の整備をめざします。

- (1) 災害発生時には、飼い主自らが避難所生活等を余儀なくされる事態も 想定されることから、飼い主の責任を基本とした同行避難及び避難時の 動物の飼養管理等について、日常からの動物の「しつけ」等を含めた適 正飼養や最低限必要な餌や水などを準備しておくこと等、災害時に対処す るための方法についての啓発に取り組みます。
- (2) 飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放 浪動物等の救護等を適切に行うことができるよう市町村等と連携し、受け入 れ体制の整備を図ります。
- (3) 災害を想定した机上演習等の実施だけでなく、各所で実施される防災訓練に積極的に参加するよう取り組みます。
- (4) 動物取扱業者や特定動物飼養者に対し、災害時を想定した準備に務めるよう周知します。
- (5)「災害協定における愛護動物の救護に関する協定書」に基づき、獣医師会との連携を図ります。

### 施策 17 動物救護活動に関する連携体制の整備

### 【目 標】

○ 地震等の大規模災害の発生に備え、沖縄県地域防災計画に基づく被災動物 の救護を円滑に実施することをめざします。

#### 【展 開】

- (1) 沖縄県地域防災計画に基づき、県及び市町村は、犬及び負傷動物(以下「犬 等」という)の保護及び収容を行います。
- (2) 市町村、獣医師会、動物愛護団体及び民間団体等と連携・協力し、犬等被 災動物や救護した放浪動物等の収容・保管のための場所又は施設の確保、犬 等を保護・収容した際の適正な管理及び負傷動物の治療等を行います。

また、災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備 を図ります。

- (3) 災害時に民間団体と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を図ります。
- (4) 九州地方知事会における「災害時における愛護動物の救護に関する協定 (平成25年10月18日協定締結)」に基づき、九州・山口各県と連携を図り ます。

#### 10. 人獣共通感染症への対策

## 施策 18 情報収集と普及啓発

### 【目標】

○ 人獣共通感染症の発生時並び発生の疑いがある場合に迅速に対応できる よう、情報収集と普及啓発に努めます。

- (1) 平常時から国(環境省、厚生労働省)等の関係機関から人と動物の共通感 染症に関する情報収集に努めます。
- (2) 動物取扱業者には、動物取扱責任者研修会等を通して、関係機関と連携し、人獣共通感染症に関する正しい知識の普及啓発や予防対策について情報提供を行っていきます。また、啓発資料やホームページ等により、広く県民に情報発信できるよう整備していきます。
- (3) 獣医師会、動物取扱業者、関係団体等と連携して、人獣共通感染症に関する正しい知識の普及啓発を推進していきます。

### 施策 19 人獣共通感染症発生時の対応

## 【目 標】

○ 人獣共通感染症の発生時に迅速に対応し、感染の拡大防止に努めます。

# 【展 開】

動物取扱業施設において、人獣共通感染症の発生又は発生の疑いがある場合には、発生施設等への立入りを行い、拡大防止等の必要な措置を行います。

また、咬傷犬の検診時や飼い方の指導時に接した動物においても人獣共通感染症の発生または発生の疑いがある場合にも迅速に対応し、拡大防止に必要な措置を行います。

# 11. 負傷動物への対応

## 施策 20 負傷動物の保護収容

# 【目 標】

○ 負傷動物の保護収容を行います。

### 【展 開】

負傷動物の保護収容は、関係機関と連携し対応します。また、保護収容した 負傷動物は、可能な限り苦痛を取り除く処置を行い、飼い主への返還又は新た な飼い主への譲渡に努めます。